



厚生労働省福島労働局発表
平成 年 月 日
月 日交付式終了後解禁

担
当

福島労働局雇用環境・均等室

室 長 鈴木 千賀子

監 理 官 針生 達矢

TEL 024-536-4609

福島県内で初

「女性活躍推進法に基づく認定」取得

～すべての基準を満たす「女性活躍・三つ星企業」に認定～

社会福祉法人 太田福祉記念会

(郡山市 医療・福祉業 理事長 太田 宏)



福島労働局（局長 島浦 幸夫）は、社会福祉法人太田福祉記念会（代表者 太田宏理事長）から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、このたび、**申請内容が認定基準の全項目に該当する「第3段階」に認定しました**（認定企業の概要について資料1、認定基準項目については資料2、認定制度の概要については資料3参照）。

認定企業には、認定通知書が交付されるほか、「認定マーク（通称えるぼしマーク）」を企業の商品や広告に使用することができます（**本件においては「第3段階」認定のため、「三つ星」のえるぼしマークが使用できます。**）。

認定企業に対する「認定通知書交付式」を、下記により開催します。

○日 時：平成28年6月20日（月）14：00～

○場 所：福島合同庁舎3階共用会議室（福島市霞町1-46）

※認定企業への事前取材、交付式の取材、交付式後の取材いずれも可能です。

女性活躍推進法とは

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とした法律で、平成28年4月1日に施行されました。国、地方公共団体、一般事業主が女性の活躍推進に関して実施すべき責務が定められています。

女性活躍推進法に基づく認定とは

女性活躍推進法第9条に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である事業主が都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定は、認定基準項目（資料2参照）を満たす項目数に応じて、3つの段階に分かれています。

(添付資料)

資料1 認定企業の概要

資料2 リーフレット「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定制度」とは？

資料3 パンフレット「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を取得しましょう！

福島県で初めて「えるぼし認定（第3段階）」を取得

社会福祉法人太田福祉記念会（郡山市）

- 代表者 理事長 太田宏 ■事業内容 医療、福祉
 ■労働者数 229人（男性 51人、女性 178人）



認定企業における女性の活躍推進のための取組の概要は次のとおりです。

1. 職員の採用において、女性の競争倍率が男性の競争倍率より低く、女性の採用が進んでいます（正規職員が女性1.2倍、男性1.7倍。非正規職員が女性1.1倍・男性1.3倍）。
2. 職員の継続就業状況について、女性の平均勤続勤務年数が、男性との差が少なく、男女ともに働き続けやすい職場になっています（女性13.4年、男性13.9年）。
3. 直近の事業年度において、正職員の各月の時間外・休日労働の時間数の合計が平均1.6時間と、仕事と生活が両立しやすい職場になっています。
4. 管理職に占める女性労働者の割合が69.6%と高く、同業種の中でも女性の活躍が進んでいます。
5. 女性職員について、パートから正社員への職種転換（5名）、正社員への再雇用（1名）、30歳以上の中途採用（8人）といった多様なキャリアコースが実施されています。

※ 上記の企業情報は、ウェブサイト「女性の活躍推進企業データベース」（資料3パンフレット「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得しましょう！」参照）に公開されているものです。

<事業所からのコメント>

このたび、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として、また、認定基準の全項目をクリアした第3段階の認定をいただきました。

太田福祉記念会が利用者に提供する質の高い介護サービスは、記念会の宝ともいえる太田福祉記念会の職員を抜きには実現できません。

こうした考え方は、先代の故太田緑子理事長をはじめ、多くの経営陣に引き継がれながら、一環して職業生活での女性の立場に理解を持ち、その就業継続のために取り組んで参りました。

女性が思う存分、働き、活躍できる社会環境づくりは、これからの日本の職場風土改革に向けて必要なことであり、太田福祉記念会も微力ながら今回の認定を機に、更に女性のための労働環境の整備充実に努めていきたいと考えております。

（取材連絡先・担当者：

）